

## 京丹波町総合計画審議会委員

【令和5～6年度】

(敬称略)

役職等	氏名	選出区分(条例第3条第2項各号)	備考
	山根 里香	町教育委員会の委員(第2号)	町教育委員会 教育委員
	山田 進	町農業委員会の委員(第3号)	町農業委員会会長
	堀 郁太郎	公共的団体役員又は職員(第4号)	地域の代表 (町区長会の推薦)
	奥戸 久美子	公共的団体役員又は職員(第4号)	町女性の会
副会長	大西 義弘	公共的団体役員又は職員(第4号)	(公財)丹波自然運動公園 協力会常務理事
	樋口 義昭	公共的団体役員又は職員(第4号)	京丹波森林組合 代表理事組合長
会長	安谷 一秀	公共的団体役員又は職員(第4号)	町商工会会長
	庄崎 博蔵	公共的団体役員又は職員(第4号)	町観光協会の推薦
	津田 勝二	公共的団体役員又は職員(第4号)	町社会福祉協議会事務 局長
	嵐 光輝	学識を有する者(第5号)	京都銀行須知支店長
	坂本 正義	学識を有する者(第5号)	府立須知高等学校校長
	山本 麻里	学識を有する者(第5号)	介護福祉士
	長谷川 真一	町長が適当と認める者(第6号)	京都新聞社南丹支局長
	沖 哲司	町長が適当と認める者(第6号)	京丹波町道の駅連絡協 議会会長
	杉浦 美穂	町長が適当と認める者(第6号)	認定就農者
	谷 文絵	町長が適当と認める者(第6号)	質美笑楽講 絵本ちゃん 主宰
	湊 由利江	町長が適当と認める者(第6号)	子育て世代代表



○京丹波町総合計画審議会設置条例

平成18年3月31日

条例第2号

改正 令和元年9月25日条例第19号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、京丹波町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、京丹波町総合計画の策定及び実施に関する基本的な事項について、町長の諮問に応じ調査及び審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町教育委員会の委員
- (2) 町農業委員会の委員
- (3) 町の区域内の公共的団体役員又は職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前4号に掲げるもののほか、町長が適当と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる委員にあつては、委嘱されたときにおける当該身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 第2条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(意見等の聴取)

第7条 会長は、第2条の所掌事務を円滑に遂行するために必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見、助言等を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

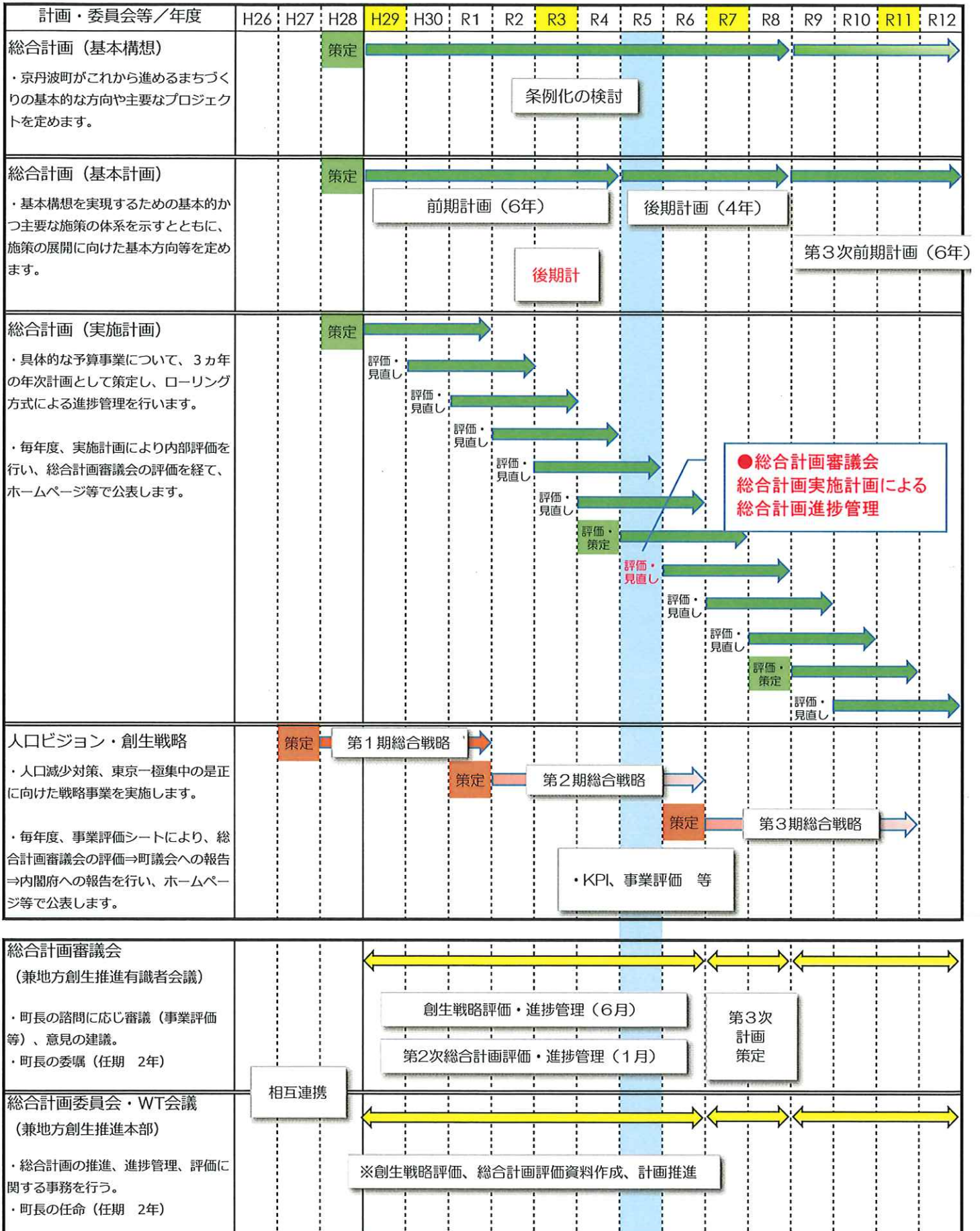
この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第19号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に委嘱する委員の任期満了の日までの間に限り、この条例の改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。



第二次京丹波町総合計画及びまち・ひと・しごと創生の計画期間、推進体制 等







## ○京丹波町総合計画審議会部会設置規程

平成18年8月1日

(趣旨)

第1条 京丹波町総合計画審議会設置条例(平成18年京丹波町条例第2号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、京丹波町総合計画審議会(以下「審議会」という。)に部会を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、条例第2条に規定する事務の一部について、より専門的調査、審議等を行うものとする。

(組織)

第3条 審議会に次に掲げる部会を置く。

- (1) 総務文教部会
- (2) 産業建設部会
- (3) 福祉厚生部会

2 前各号の部会が担当する事務は、別表のとおりとする。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、部会委員の互選によって定める。
- 3 部会長は、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が必要に応じて招集するものとする。

- 2 部会の議長は、部会長が務める。

3 部会において可否を決定する議事があるときは、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第6条 会長は、部会の所掌事務を円滑に遂行するために必要と認めるときは、部会の委員以外の者を会議に出席させて、意見、助言等を求めることができる。

(報告)

第7条 部会長は、必要に応じ、部会の協議結果等について審議会に報告するものとする。

(幹事)

第8条 部会に幹事若干名を置くことができる。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

附 則

この訓令は、平成18年8月10日から施行する。

別表 (第3条関係)

部会名	担当事務 (分野)
総務文教部会	総務、行政、財政、財産、税、企画 消防防災 生活安全 (防犯、交通安全等) 情報 交通対策 人権 男女共同参画

	<p>交流（国際、地域間）</p> <p>学校教育</p> <p>社会教育（生涯学習、スポーツ等）</p> <p>青少年健全育成</p> <p>文化、芸術</p> <p>その他これらに関する分野</p> <p>他の部会に属さない分野</p>
産業建設部会	<p>農業、林業、水産業、商業、工業、観光</p> <p>消費生活</p> <p>企業誘致（企業立地支援）、雇用対策</p> <p>道路、河川、砂防、ダム</p> <p>公園、建築、住宅（空き民家、団地等を含む）</p> <p>都市計画</p> <p>上・下水道</p> <p>その他これらに関する分野</p>
福祉厚生部会	<p>住民</p> <p>保健、福祉、医療、保険</p> <p>子育て支援、保育所</p> <p>社会保障</p> <p>環境（保全、創出）</p> <p>廃棄物対策</p> <p>その他これらに関する分野</p>
各部会共通	<p>住民等と行政の協働・住民参画</p> <p>住民自治活動、地域活動等</p> <p>産学公（官）連携</p>

人材育成

行財政改革

土地利用

①京丹波町総合計画審議会 部会編成シート

(敬称略)

会長等	部 会 名 称			氏 名	備考
	部会長等				
		総務文教	産業建設 福祉厚生	山根 里香	
		総務文教	産業建設 福祉厚生	山 田 進	
		総務文教	産業建設 福祉厚生	堀 郁太郎	
		総務文教	産業建設 福祉厚生	奥戸 久美子	
		総務文教	産業建設 福祉厚生	大西 義弘	
		総務文教	産業建設 福祉厚生	樋口 義昭	
		総務文教	産業建設 福祉厚生	安谷 一秀	
		総務文教	産業建設 福祉厚生	庄崎 博蔵	
		総務文教	産業建設 福祉厚生	津田 勝二	
		総務文教	産業建設 福祉厚生	嵐 光輝	
		総務文教	産業建設 福祉厚生	坂本 正義	
		総務文教	産業建設 福祉厚生	山本 麻里	
		総務文教	産業建設 福祉厚生	長谷川 真一	
		総務文教	産業建設 福祉厚生	沖 哲司	
		総務文教	産業建設 福祉厚生	杉浦 美穂	
		総務文教	産業建設 福祉厚生	谷 文絵	
		総務文教	産業建設 福祉厚生	湊 由利江	

※部会の担当事務（分野）は、部会設置規程別表参照

